

人材コンサルティング契約書

（以下「甲」という。）と、株式会社アイ・ヒューマンサーチ（以下「乙」という。）とは、人材コンサルティングに関し下記の通り合意し、人材コンサルティング契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（契約内容）

第1条 甲は乙に対し、甲が必要とする人材の探索、選考、紹介に関するコンサルティング業務を依頼し、乙はこれを承諾した。

（採用決定）

第2条 1. 甲は、乙の紹介に係わる人材の採用を決定したときは、甲が当該採用決定者（以下「丙」という）に対して発行した採用決定通知書及び丙が甲に提出した誓約書の写しを遅滞なく乙に提出するものとする。
2. 乙は、甲から前項の書類の提出を受けたときは、甲に対して直ちに、次条に定めるコンサルティング料に消費税相当額を加算して得られる金額の支払いを請求するものとする。

（コンサルティング料）

第3条 1. コンサルティング料は、丙の年収に30%乗じて得た額とする。
2. 前項の年収とは、次のいずれかの額をいうものとする。
(1) 甲が採用決定者に明示した年俸の額。
(2) 甲が採用決定者に明示した月額給与（超過勤務手当、通勤手当を除き、算定可能な諸手当を全て含む）の12ヶ月分と、前年度の甲の全従業員の平均賞与月数より算出した採用決定者の想定賞与額とを合算した額。

（支払）

第4条 甲は、前条のコンサルティング料を乙からの請求に基づき、丙が現実甲に入社したことを条件として、丙の入社日から1ヶ月以内に、乙の指定する口座に振り込むものとする。振込手数料は甲の負担とする。

（保証）

第5条 丙が入社日以降3ヶ月以内に丙本人の責により甲との雇用契約を終了したとき、または丙本人の責めに帰すべき事由により解雇されたとき（ただし甲の理由に起因する退職、もしくは丙本人の死亡等の不測の事態による退職の場合は除く）は、乙は、第4条の規定に基づき支払われたコンサルティング料のうち、次の区分に応じそれぞれに掲げる金額を甲からの請求書の到着後30日以内に甲に返還するものとする。
(1) 入社日以降1ヶ月以内 : コンサルティング料の70%
(2) 入社日以降3ヶ月以内 : コンサルティング料の30%
(3) 入社日以降3ヶ月超 : 返還金なし

（機密保持）

第6条 甲及び乙は、本コンサルティング業務の遂行に関して得られた甲の企業情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）に関する個人情報を一切第三者に漏洩してはならない。
尚、本条は、本契約の終了後といえども有効とする。

（契約有効期間）

第7条 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。ただし、甲または乙により解約の申し出がない限り毎1年継続するものとし、以後同様とする。

（協議）

第8条 本契約に定めのない事項に関しては、その都度甲乙協議の上これを定めるものとする。

本契約の成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲

乙 東京都中央区日本橋室町4-6-2 菱華ビル7階
株式会社アイ・ヒューマンサーチ
代表取締役社長 古田良三

乙の有料職業紹介事業許可番号 13-ユ-302172